

⑧二重債務問題等

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④ 被災者の居住の安定確保、⑧ 二重債務問題等	作成年月
目	(ii)、(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン運営委員会、平成 23 年 7 月 15 日)。 ・ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(8 月 1 日)。 ・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使用を決定(8 月 19 日閣議決定)。 ・ ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(10 月 26 日)。 ・ 3 次補正予算において、ガイドラインの周知・広報に係る経費として約 2 千万円を措置。 ・ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関・農漁協等におけるリーフレット等の設置、仮設住宅等への入居者へのリーフレットの配布等の周知広報を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン運営委員会と協力し、引き続き、周知広報を実施。 ・ 24 年度においても、引き続き被災された債務者の弁護士費用等を補助するため、必要な経費を要求。また、ガイドラインの周知・広報に係る経費についても要求。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、債務返済が困難な被災者のガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が復興に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。 ・ ガイドライン運営委員会において、週次で債務免除に向けて準備中の件数等を公表。 ・ なお、当該施策の定量的効果は民間当事者間の合意によるものであり、示すことは困難である。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑧二重債務問題等	作成年月
目	(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>日本司法支援センター（法テラス）では、法的トラブルを抱えた方等に対し、相談内容に応じた最適な法制度や相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務及び資力の乏しい方を対象に無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行う民事法律扶助業務を行っている。</p> <p>法テラスでは、震災発生後、法テラス・サポートダイヤル（コールセンター）、地方事務所、ウェブサイトによる通常の情報提供業務に加え、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、各地の弁護士会・司法書士会と共催で、弁護士・司法書士による無料の電話相談を実施した（平成23年10月までに全て終了）。</p> <p>また、各地の地方事務所等において、震災に起因するものを含む様々な法的紛争を抱える被災者に対し、通常の民事法律扶助による援助を実施して対応することに加え、避難所等に赴いての巡回相談を実施し、被災者からの相談に応じている。さらに、本年10月には、被災者支援のため、立替金の一時償還猶予及び自己破産予納金の立替え範囲の拡大も行った。</p> <p>これに加え、本年10月3日には、被災地で増加が予想される法的紛争の解決に係る専門家の支援に対する需要に対応するため、宮城県本吉郡南三陸町に、臨時出張所「法テラス南三陸」を開設した。同所においては、弁護士が常駐して無料法律相談を実施（自動車で行う巡回相談も実施）し、代理援助等の受付を行い、さらには、各種専門家（司法書士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士、土地家屋調査士、建築士、税理士等）による無料相談（消費者庁、国民生活センターと連携）を実施しているほか、仙台弁護士会主催のADRが併設され、被災者の様々なニーズに対応している。</p>		
当面（今年度中）の取組み		
<p>被災者の生活再建に資するため、現在行っている取組みを継続する。</p> <p>本年11月1日から、法テラス・サポートダイヤル内に、「震災 法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）を開設し、被災者に対する情報提供体制を充実させる。</p> <p>震災対応FAQ（よくある質問と答え）について、これを法テラスウェブサイトに掲載するとともに、印刷物を被災地に配布する。</p>		

また、宮城県に更に2か所（亘理郡山元町，東松島市）の臨時出張所を開設し、被災地において、法的紛争の解決に係る専門家の支援に対する需要に対応するほか、岩手県，福島県においても、臨時出張所の開設に向けた検討を進める。

中・長期的（3年程度）取組み

現在の取組みや今年度実施予定の取組みを継続しながら、被災者の法的紛争解決に係る様々なニーズを見極め、被災者の生活再建に最良な施策を検討し実施する。

期待される効果・達成すべき目標

被災者ができるだけ早く生活再建を果たすためには、現に抱えている法的紛争について早期に解決を図ることや、新たな法的紛争に巻き込まれるのを予防することが必要不可欠である。

法テラスが被災者に対して情報提供を行うことで、被災者は、既に抱えている法的紛争の早期解決に役立つ情報を得ることができるとともに、法的紛争に新たに巻き込まれることを予防することが期待できる。

また、法テラスが被災者に対して民事法律扶助を行うことで、被災者は、弁護士の無料法律相談や弁護士費用等の立替えを受けることにより、単独では解決できなかった法的紛争について、専門家である弁護士等の力を借りることによって早期に解決を図ることが期待できる。

なお、法テラスが行うこれらの業務の効果は、単に情報提供業務や民事法律扶助業務の利用実績にのみ現れるものではなく、利用者の満足や法的紛争の予防・解決への寄与の度合い等を含めて総合的に計られるものであるため、事業実施によって期待される効果を定量的に示すことはできない。また、法テラスの業務は、利用実績が多ければいいというものではなく、利用者のニーズを的確に把握してこれに適切に対応し、法的紛争の予防・解決を通じて利用者の生活再建にいかに役立てたかを問われる業務であることから、事業実施によって達成すべき目標も定量的に示すことはできない。

以上のとおり、事業実施によって期待される効果や達成すべき目標を定量的に計ることができないことから、事業実施に当たっては、利用者のニーズ等も意識しながら、利用者の生活再建に最大限寄与できるように努める。

農業の復旧・復興に向けた金融支援			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		農林水産省
節	(3)	(3)	
項	③	⑧	作成年月
目	(ii)	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。 ○ 平成23年度1次補正予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、無担保・無保証人での貸付が可能となるよう利子助成金等を交付。 			
当面(今年度中)の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度3次補正予算において、1次補正予算同様の実質無利子、無担保・無保証人貸付の融資枠の追加に加え、被災地の農業信用基金協会による確実な代位弁済を確保することによる新規融資の円滑化等を措置。 			
中・長期的(3年程度)取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、いわゆる「復興枠」の中で、平成23年度3次補正予算と同様の実質無利子、無担保・無保証人貸付の融資枠の追加や被災地の農業信用基金協会による確実な代位弁済を確保することによる新規融資の円滑化等を支援。 ○ 予算措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。 			
期待される効果・達成すべき目標			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実質無利子、無担保・無保証人貸付等により、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金を円滑に融通することが期待できる。 ○ 平成23年度1次補正予算、3次補正予算において措置した融資枠(830億円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。 			

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑧二重債務問題等	作成年月
目	(i)政府の「二重債務問題への対応方針」(平成23年6月17日)や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>二重債務問題について、政府は6月17日に決定した政府の「対応方針」などに基づき、債権買取を行う「産業復興機構」及びワンストップ窓口となる「産業復興相談センター」を県ごとに早急に設立すべく、県や地域金融機関と精力的に調整している。</p> <p>岩手県においては、9月30日に「岩手県産業復興相談センター」が設立、10月7日から相談受付が開始されており、11月11日には「岩手県産業復興機構」が設立され、業務が開始されたところである。</p> <p>茨城県においては、11月1日に「茨城県産業復興相談センター」が設立され、11月7日から相談業務を開始した。また、宮城県においても、11月11日に「宮城県産業復興相談センター」が設立され、11月16日から相談業務を開始した。さらに、福島県においては、11月21日に「福島県産業復興相談センター」が設立された。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>引き続き、「産業復興機構」及び「産業復興相談センター」を各県ごとに早急に設立すべく、県や地域金融機関と調整を続け、上記のような取組みを被災各県においても早急に広めていく。</p> <p>また、「中小企業再生支援協議会事業」を3次補正予算で措置しており、本事業により被災県における二重ローン対策の総合的窓口の相談体制を強化する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>今後も「産業復興機構」及び「産業復興相談センター」を通じた、被災事業者の再生支援に万全を期す。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>上記の取組により、二重債務問題の解決を図る。</p>		